三　法第七十五条の四第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日
四　法第七十五条の四第一項の規定の適用をやめようとする理由
五　その他参考となるべき事項

第三十七条第一項中「、第二十五条の七第一号（返品率の特別な計算方法の承認申請書の記載事項）、第二十五条の八第一号（適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）」を削り、「及び第五項第一号」を「、第五項第一号及び第六項第一号」に改め、同条第二項中「及び第二十五条の七第二号」を削り、同条第三項第二号中「、第二十二条の七十一第二項第七号、第六項第七号及び第八項第七号（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）」を削る。

第三十七条の七第四項第二号中「第百五十条第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

第三十七条の十中「第三十七条の十七（個別帰属額等の届出の添付書類）」を「第三十七条の十七第一項（個別帰属額等の届出）」に改める。

第二編第一章の二第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第三十七条の十五の二　法第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する申告書記載事項又は添付書類記載事項（以下この条においてそれぞれ「申告書記載事項」又は「添付書類記載事項」という。）を提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条（事前届出）の規定の例による。

2　前項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第四条第一項の届出は、連結親法人（法第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人を除く。）が資本金の額又は出資金の額が一億円を超えることとなつた日から一月以内（当該連結親法人が、新たに設立されたものであつて、その設立の時における資本金の額若しくは出資金の額が一億円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社である場合には、その設立の日から二月以内）に行わなければならない。

3　法第八十一条の二十四の二第一項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　申告書記載事項　法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該申告書記載事項を入力して送信する方法

二　添付書類記載事項　次に掲げる方法

イ　法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、当該添付書類記載事項を入力して送信する方法

ロ　当該添付書類記載事項が記載された書類をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号（定義）に規定する電磁的記録（これらの方法により国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロ（電子情報処理組織による申請等）に掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（イに掲げる方法につき国税庁の使用に係る電子計算機において用いることができない場合に限る。）

4　法第八十一条の二十四の二第一項の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告書記載事項又は添付書類記載事項の提供については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより、行わなければならない。

5　法第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体は、添付書類記載事項の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第五号に規定する電磁的記録（当該電磁的記録をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により作成した場合にあつては、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすように読み取り、又は作成したものに限る。）を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

6　申告書記載事項又は添付書類記載事項を第三項各号に定める方法又は法第八十一条の二十四の二第一項ただし書に規定する財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により送信し、又は提出する場合におけるその送信又は提出に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

7　法第八十一条の二十四の二第一項の連結親法人が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申告書記載事項又は添付書類記載事項を提供する場合には、当該連結親法人は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第六条（申請等において氏名等を明らかにする措置）の規定の例により、その名称を明らかにしなければならない。

8　前各項に定めるもののほか、法第八十一条の二十四の二第一項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第三十七条の十五の三　法第八十一条の二十四の三第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）において準用する法第七十五条の四第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名

三　電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第八十一条の二十四の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難である事情が生じた日

四　その他参考となるべき事項

2　法第八十一条の二十四の三第二項において準用する法第七十五条の四第二項に規定する財務省令で定める書類は、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第八十一条の二十四の三第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であることを明らかにする書類とする。

3　法第八十一条の二十四の三第二項において準用する法第七十五条の四第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をする連結親法人の名称、納税地及び法人番号

二　代表者の氏名

三　法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日

四　法第八十一条の二十四の三第一項の規定の適用をやめようとする理由

五　その他参考となるべき事項

第三十七条の十七の見出し中「の添付書類」を削り、同条中「連結子法人の個別帰属額等」を「個別帰属額等」に改め、同条に次の四項を加える。

2　法第八十一条の二十五第二項に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする。

一　法第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十九条の二第一項（電子情報処理組織による申告）の規定により各連結事業年度の連結所得に対する法人税の申告又は各課税事業年度（同法第七条（課税事業年度）に規定する課税事業年度をいう。）の同法第六条第三号（基準法人税額）に定める基準法人税額に対する地方法人税の申告（次号において「法人税等の申告」という。）を行つた場合　次に掲げる方法

イ　法第八十一条の二十四の二第一項又は地方法人税法第十九条の二第一項に規定する電子情報処理組織を使用して、法第八十一条の二十五第一項に規定する個別帰属額等及び同項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項（以下この条において「届出書等記載事項」という。）を入力して送信する方法